

指定介護保険施設・事業所の休止期間について

指定介護保険施設・事業所の休止期間について、新たに上限を設定することに対する意見を求めます。

1. 背景

近年、指定介護保険事業所からの無期限の休止届が増えており、介護保険事業計画の執行に影響を与えることが懸念されます。そうした状況を踏まえ、休止期間の上限設定を検討することになりました。

2. 介護保険施設・事業所の休止期間に係る現行規定

介護保険法	特に明確な規定はありません。
介護保険法施行規則	特に明確な規定はありません。 事業者の名称等の変更の届出等について定めた第133条等では、「事業者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。」とし、「休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間」を届出ることと定めているのみで、休止期間については定めていません。
米沢市を含む全国の自治体の条例・規則等	特に明確な規定はありません。 休止期間に上限を設定する自治体の多くは、「休止期間を原則6か月までとし、最大で12ヶ月まで休止できる」としています。

3. 指定介護保険施設・事業所の休止期間の上限設定案

全国の自治体の多くで採用されている休止期間の設定を考慮に入れた上で、本市では下記の休止期間を検討しています。

○ 休止期間

原則6か月間。延長は最大6か月まで可能。

※12か月を超える休止については、原則廃止届を求めることとします。ただし、やむを得ない事情があるとみられる場合には認めることとします。

○ 適用開始時期

令和7年7月1日（令和7年6月までを市指定の全事業所に対する周知期間とします。）

【実際の運用例（令和7年7月1日から休止する場合）】

R7									R8		
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
運営			休止（原則 6 か月間）						最大 6 か月まで延長可能		
R8									R9		
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
→			原則廃止届								

4. 事業所への今後の対応

(1) 現在休止中の事業所

適用開始時期（令和7年7月1日）から6か月後の令和7年12月まで休止可能とします。令和8年1月に事業が再開できない場合は、原則廃止届を求めます。

【実際の運用例】

R7									R8		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現在休止中（令和7年12月まで休止可能）									原則廃止届		

(2) 適用開始時期（令和7年7月1日）までの間に休止する事業所

原則、令和7年12月まで休止可能とします。ただし、最大6か月まで延長可能とします。

【実際の運用例（令和7年5月1日から休止する場合）】

R7									R8		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運営	休止（原則 令和7年12月まで休止可能）								最大6か月まで延長可能		

R8									R9		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
→			原則廃止届								

【参考】休止中の施設・事業所（令和7年3月1日時点）

サービス種別	全事業所数	うち休止事業所数
地域密着型サービス	40	2
・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	0
・ 地域密着型通所介護	9	0
・ 小規模多機能型居宅介護	11	1
・ 認知症対応型共同生活介護	13	0
・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	0
・ 看護小規模多機能型居宅介護	2	0
・ 基準該当短期入所生活介護	1	1
介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）	55	5
・ 通所型サービス	33	3
・ 訪問型サービス	22	2
居宅介護支援	34	2